

議案第 6 8 号

市川市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正に
ついて

市川市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を
次のように定める。

平成 2 7 年 2 月 1 7 日提出

市川市長 大 久 保 博

市川市条例第 号

市川市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正
する条例

市川市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例（平成 1 4 年条例第 3 7
号）の一部を次のように改正する。

別表 1 の表に次のように加える。

ターミナルシティ本八幡 地下駐輪場	市川市八幡 3 丁目 1 , 2 4 5 番 1 8
----------------------	----------------------------

附 則

この条例は、平成 2 7 年 1 0 月 1 日から施行する。

理 由

駅周辺の良好な環境を確保するとともに、自転車の利用者の利便を図るため、ターミナルシティ本八幡地下駐輪場を設置する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。